

○給与費総額の算定について

昭和47年3月1日地基経第9号
各支部事務長あて 経理課長

昭和47年度の概算負担金の収納事務については、次の点に特に留意され、管下の団体をよろしくご指導願いたく、通知します。

記

給与費の総額を算定するにあたって、児童手当は、正確には給与とは解さないで（扶助費的性格のもの）、地方公共団体の歳出予算に係る「節」の区分のうち「職員手当等」の中に「児童手当」が計上されていても、これは、給与費総額から除外すること。